



富士河口湖町 国際交流事業

令和 8 年度 姉妹都市中学生派遣交流 応募要項

《スイス ツェルマット概要》

【国名・州名】スイス連邦 ヴァリス州

【面積】242.7 平方メートル

【標高】1,604 メートル

【人口】約 5,800 人

【地域特性】マッターホルンの麓にある自然豊かな地域。一年中雪が見られ、スノースポーツ愛好家も年間を通して訪れています。環境を守るため、ガソリン車の乗り入れを禁止しており、きれいな空気を維持し、環境と観光の両立を実現しています。

1 目的

スイスにある姉妹都市ツェルマットを訪問し、文化や生活習慣、生きた外国語に触れることで国際感覚を養い、多文化共生社会を担う人材を育成します。また、現地で中学生による日本文化や富士河口湖町の紹介等を行い、両町村の相互理解と交流を図ることを目的とします。

2 主催 富士河口湖町

3 派遣先 スイス連邦(ツェルマットを中心としたスイス国内)

4 派遣期間 令和 8 年8月 23 日(日)～29 日(土) 5 泊 7 日

*日程については行程表参照(変更になる場合もあります)

5 内容

ツェルマットの学校を訪問し、日本文化および富士河口湖町の紹介を行い、現地の学生との相互理解を深めます。また、ホームステイ体験や自然学習を通して現地の文化・習慣等を学びます。学生やホストファミリーと交流し、学習します。

6 月 5 日(金) 17:00 まで 募集締め切り

6 月 12 日(金) 18:00～ 選考会(予定)

6 月 19 日(金) 18:00～ 第 1 回保護者説明会

7 月 24 日(金) 9:00～17:30 事前研修会①

- 8月10日(月) 13:30～事前研修会②
18:00～出発式・事前発表会・第2回保護者説明会
8月14日(金) 13:30～事前研修会③
8月23日(日)～29日(土) スイス ツェルマット現地交流・学習
9月中旬 17:00～事後研修会(3回)
10月4日(日) 事後報告会

6 派遣人数 15名以内

- ・応募多数の場合は、書類審査及び面接等により決定します。
- ・町職員が引率します。

7 応募資格

以下、全てに該当すること。

- ・国際交流および他校生との交流に意欲のある町内在住の中学生であること
- ・今後、ツェルマットの学生や住民が来町する際に、ホームステイの受け入れが可能であること(次年度以降になります。)
- ・事前研修会及び結団出発式、帰国後の報告会準備及び報告会等に参加できること
- ・本事業の全行程を安全に自立して行動できること
- ・富士河口湖町の代表として誇りを持って行動できること
- ・英語やドイツ語などの外国語に興味があり、現地で必要な会話ができる、もしくは、会話しようとする意欲があること
- ・他の派遣学生との交流を積極的に行うこと
- ・保護者が説明会(2回)に参加できること

8 参加決定後の義務

参加が決定した場合、以下を遵守すること。

- ・帰国後、所定の様式による感想レポートを期限までに提出すること

9 申込方法

本要項をご確認のうえ、【提出書類】を町役場政策企画課窓口へ直接ご持参ください。

【提出書類】は、富士河口湖町ホームページよりダウンロードできます。

※開庁時間 平日 8:30～12:00 13:00～17:15

【提出書類】

① 参加申込書 兼 同意書

- ・必要事項の記入(保護者の同意署名もお願いします。)

・応募動機は具体的に記入してください。

② 事前課題シート

・申込書と同時に提出

③ 旅券の写し

・申込時点で所持していない場合、または旅券有効期限が、2026年11月末以前である場合は、参加決定後、6月末までに提出

*必要に応じて、追加して書類をご提出していただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10 申込期限

令和8年6月5日(金) 17:00まで(期限厳守)

11 費用

渡航費総額:1人あたり、おおむね70~80万円(内、3分の2が町から補助されます。)
(航空運賃、燃油サーチャージ、国内空港および現地空港税、移動費用、宿泊費等)

(1)補助対象費用に含まれるもの(予定)

航空運賃、燃油サーチャージ、成田空港および現地空港税、移動費用、宿泊費

(2) 補助対象費用に含まれないもの(予定)

パスポート・ビザ取得費用、海外旅行保険(別途加入)、臨時的な観光や飲食、チップ、小遣いなどの個人的な費用・現地での通信に係る費用等

*海外情勢や予定変更などで(1)、(2)の内訳や金額が変更になる場合があります。

12 派遣決定

派遣決定者には、町から通知します。応募数を超えた場合は、志望動機の内容および事前課題の達成度により書類審査を行い、面接・抽選等で最終決定する。

13 問合せ先

富士河口湖町 政策企画課 男女共同参画国際係
電話0555-72-1129(直通)

14 その他

(1)事業の実施および変更等について

・本事業は毎年実施するものではありません。

・世界情勢、派遣先の都合、天災、事故、感染症の拡大、交通機関の遅延・運休、現地情勢の変化その他町の管理が及ばない事由により、行程の変更または事業を中止する場合があります。

- ・上記の場合を含め、本募集要項に記載のない事項については、必要に応じて富士河口湖町において協議し、決定します。

- ・安全確保の観点から、町の判断により行程の変更または派遣を中止する場合があります。

(2)参加にあたっての留意事項

- ・参加にあたっては、健康状態を十分に管理し、持病や服薬等がある場合は事前に申し出てください。

- ・現地で医療機関を受診した場合の医療費等は、原則として参加者負担となります。

引率者および受入先の指示に従って行動してください。

- ・ホームステイ先の生活習慣やルールを尊重し、節度ある行動をとってください。

派遣中学生の宿泊先については、参加者同士の交流も兼ねて事務局で割り振りますので、あらかじめご承知おきください。

(3)情報発信および連絡手段について

- ・本事業での活動の様子を町の担当者が撮影し、写真・動画を SNS・広報誌・CATV 等に掲載する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

- ・参加者確定後、町からの補助的な連絡手段として LINE オープンチャットを使用する予定です。